

外国人等の議決権割合に関する公告実施のお知らせ

2024年4月27日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

2024年3月31日現在の当社議決権総数に占める外国人等(①日本の国籍を有しない人、②外国政府またはその代表者、③外国の法人または団体、④「①から③までに掲げる者」により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体)の有する議決権数の割合について、下記のとおり公告しましたのでお知らせいたします（放送法第161条第2項及び放送法施行規則第203条の規定に基づき、割合が15%以上となった場合に6か月ごとに公告することが義務付けられています。）。

記

1. 公告掲載日 2024年4月27日
2. 公告掲載紙 産業経済新聞朝刊
3. 2024年3月31日現在における外国人等の議決権割合 19.99%

外国人等の所有株式数 (外国人等の所有議決権数 [A])	35,569,424 株 (355,666 個)
発行済株式総数 (算定の基礎となる総議決権数※ [B])	234,194,500 株 (1,778,332 個)
外国人等の議決権割合 [A/B × 100]	19.99%

※注：2017年9月25日付の総務省の通知文書を受けて、2017年9月30日現在の株主名簿より外国人等の議決権割合の計算方法を変更し、外国人等の所有株式のうち株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権を総議決権数算定の基礎から除外しております。

以上

【ご参考】

(1) 名義書換の拒否について

認定放送持株会社である当社は、放送法で定める外国人等の有する議決権について、①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により④に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、議決権の20%以上となる場合には、放送法の規定により、認定放送持株会社の認定が取り消されることになります。そのため、このような状態に至ると

きには、外国人等からの株式の名義書換請求等による株主名簿への記載・記録を拒否し、または、外国人等の議決権行使を制限することができるとされています（放送法第161条第1項及び第2項）。

（2）名義書換を拒否した外国人に対する配当金の支払いについて

2008年12月25日公表のとおり、当社は、2009年1月5日以降、基準日株主が行使することができる権利のうち議決権以外の権利について、総株主通知により通知される基準日時点の株式保有者がこれを行使できるものとし、2009年3月31日を基準日とする配当金より、議決権割合が20%以上となり名義書換を拒否する外国人に対しても支払いを行っております。

なお、2024年3月31日時点における外国人等の保有株式数のうち、放送法の規定に基づき名義書換を拒否した株式数は41,065,700株、議決権個数としては410,657個です。

（総務局株式部）